

一般競争入札公告共通編（建設工事）

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び土浦市契約規則（平成 2 0 年規則第 1 4 号）第 4 条の規定に基づき、建設工事の一般競争入札について必要な事項を以下の通り公告する。

本公告は、入札に参加するための基本的な要件を表記したものであり、個々の工事概要及び入札参加資格要件、並びにこの公告によらない特別の事由については、別に公告する個別公告に記載する。

なお、この共通編は、令和 5 年 1 2 月 1 8 日以降に公告する一般競争入札から適用する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

土浦市長 安藤 真理子

1 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件及び個別の入札公告に指定された要件を全て備えている者とする。	
(1) 土浦市における競争入札参加資格の認定を受けていること。	
(2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく土浦市の入札参加の制限を受けていない者であること。	
(3) 土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱（平成 1 1 年 3 月 3 1 日告示第 2 2 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。	
(4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）	
2 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から開札日まで
(2) 閲覧方法	土浦市ホームページに掲載する。
3 質疑及び回答	
質疑受付期間	公告日から個別の入札公告に指定する期日まで
質疑受付方法	質疑書様式（土浦市ホームページの「入札・契約関係各種書式」に掲載している「質疑回答書」）により質疑を作成し、以下に指定するメールアドレス宛に送信すること。送信後、確認のため必ず管財課（ただし、水道課発注案件は水道課）へ電話をすること。
質疑送信先	keiyaku@city.tsuchiura.lg.jp （ただし、水道課発注案件は suidou@city.tsuchiura.lg.jp）
回 答 方 法	土浦市ホームページに掲載する。
4 契約条項を示す場所及び日時	
場 所	土浦市総務部管財課窓口（ただし、水道課発注案件は建設部水道課窓口）
日 時	公告日から開札日までの土・日・祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

5 入札方法等	
(1) 電子入札システムによる入札	土浦市電子入札システムにログインし、所定の手順で手続きを行うこと。入札公告の他「土浦市電子入札運用基準」及び「電子入札の注意点」も併せて確認した上で手続きを行うこと。
(2) 郵便入札	ア ICカードの毀損や更新手続き中など、やむをえない事情により電子入札が利用できない場合は、参加資格確認申請受付期間内に紙入札方式参加承諾願を土浦市に提出し、その承認を受けたのであれば、紙による入札（郵便入札に限る）を認める。
	イ 入札書（別紙）には、「番号」、「件名」、「場所」、「金額」、「日付」、「所在・商号・代表者名」を記入の上、「代表者印」を押印すること。入札書の日付は、開札日を記入すること。
	ウ 封筒については、別記「郵便用の封筒について」により作成すること。指定した様式及び提出方法を用いない入札は無効とする。 また、入札書を封筒に2枚以上入れた場合及び封筒表紙の工事件名と同封された入札書の件名が異なる場合は無効とする。
	エ 入札書は一般書留・簡易書留のいずれかの方法で郵送すること。 ※ 指定した様式及び提出方法を用いない入札書は、無効とする。
(3) 参加資格確認申請受付期間	個別の入札公告に定める。
(4) 工事費内訳書の提出	ア 工事費内訳書については、個別の入札公告において提出の要・不要を定める。
	イ 工事費内訳書を提出する際には設計図書等で指定した様式を用い、電子入札システムによる電子ファイルでの送信により提出すること。
	ウ ① 提出書類の容量が2メガバイトを超える場合など、電子入札システムによりがたい特別な事情がある場合には、土浦市管財課（ただし、水道課発注案件は水道課）に事前連絡したうえで、入札書受付期間内に郵送（一般書留、簡易書留のいずれかに限る）により提出すること。 ② 封筒については、別記「郵便用の封筒について」により作成すること。 ③ 工事費内訳書には、番号・件名・場所・日付・所在・商号・代表者名を記入の上、代表者印を押印すること。必要事項の記入及び押印がない内訳書は、無効とする。 ※ 指定した様式及び提出方法を用いない内訳書は、無効とする。
	※ 指定した様式及び提出方法を用いない内訳書は、無効とする。
(5) 入札書及び内訳書の受付期間	個別の入札公告に指定する期間の午後5時まで（必着）。期限までに到着しない場合は無効とする。
(6) やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。	
(7) 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。	
(8) 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び工事費内訳書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。また、工事費内訳書を追加することもできない。	

6 入札（開札）日時及び場所
個別の入札公告において定める。

7 最低制限価格	
設定の有無	個別の入札公告において定める。
価 格	「くじ」により開札時に決定する。

8 開札の立会い
開札には、入札事務に関係のない市職員が立ち会う。入札者で開札の際の立会いを希望する場合は、開札日前日の午後5時までに電話または管財課（ただし、水道課発注案件は水道課）窓口で申込みをすること。入札者の立成いは、会場の都合上先着3名までとする。

9 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格以下で最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。但し、個別の入札公告において最低制限価格を設定している案件については、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で、最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

10 競争参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次に従い、競争参加資格を証明する書類を提出しなければならない。

提出期限	開札日の午後5時まで。ただし、次順位者だった者の提出期限は、市指定期日までとする。
提出場所	土浦市役所総務部管財課（ただし、水道課発注案件は建設部水道課）
提出方法	FAX又はメールによる。送信後、確認のため必ず管財課（ただし、水道課発注案件は水道課）へ電話をすること。
提出書類	①資本関係又は人的関係確認書 ②最新の総合評定通知書の写し ③個別の入札公告に指定する書類

11 落札者の決定方法（事後審査型入札）

- (1) 競争参加資格を証明する書類により、落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
- (2) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格があると認められたものを落札者とする。
- (3) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。
- (4) 個別の入札公告において同時落札制限（取り落ち）の指定がある場合、該当案件については予定価格の大きい順に落札者を決定し、落札者は以降の該当案件の落札者になることができない。

12 入札保証金及び契約保証金

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の1/10以上の額を納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。また、契約金額が500万円に満たない場合も免除する。

13 前金払、中間前金払及び部分払について

前金払	契約金額500万円以上の工事については、保証事業会社の保証を受けた場合は契約金額の4割以内の前金払を請求することができる。ただし、継続費又は債務負担案件の工事については、当該契約金額から算出する各年度の出来高予定額の4割以内とする。
中間前金払	契約金額500万円以上の工事については、中間前金払いの認定を受け、保証事業会社の保証を受けた場合は契約金額の2割以内の中間前金払を請求することができる。ただし、継続費又は債務負担案件の工事については、当該契約金額から算出する各年度の出来高予定額の2割以内とする。
部分払	個別の公告により定める。

14 入札の無効

以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 競争参加資格審査において、競争参加資格がないと認められた者の入札
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 談合等、公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札
- (4) 有効な電子証明書を取得していない者がした入札
- (5) 管財課（水道課発注案件については水道課）の許可を得ずに紙入札をした者の入札
- (6) 電子入札と紙入札の両方を行った者の入札
- (7) 入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合の入札
- (8) 工事費内訳書の内容に不備がある者の入札

(9) 入札者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札 ア 資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合 イ 資本関係において、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ウ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 エ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 オ その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(10) 前各号のほか入札公告及び土浦市契約規則、土浦市水道事業会計規定（水道課発注案件）等の入札条件に違反した入札

1 5 入札結果の公表
入札終了後（事後審査前）及び落札決定後（事後審査後）に、土浦市公式ホームページに入札結果を掲載する。また、情報公開室及び管財課（水道課発注案件の場合は水道課）の窓口において、入札結果を閲覧することが出来る。

入 札 書 [第 回]

1. 番 号 第 号
2. 件 名
3. 場 所

4. 金 額

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

法令諸規定及びその他入札の条件を遵守し、上記のとおり入札いたします。

令 和 年 月 日

所 在
商 号
代表者名

印

(あて先) 土 浦 市 長

- (注) 1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 首標金額の前に「¥」の記号を付すること。
- 3 不用の文字は消すこと。
- 4 金額を訂正した入札書は無効とする。

郵便用の封筒について

入札書（及び工事費内訳書）を郵送する封筒は、下記様式により作成すること。

様式例に準じた形態ならば、横書きや定形外封筒でも有効とする。

また、5（4）に該当する状況により内訳書のみを郵送する場合、封筒は下記様式に準じるが、朱書部分を「工事費内訳書在中」と変更すること。

表

(様式例)

裏

〒300-8686

土浦市役所総務部管財課 行

土浦市大和町9番1号

入札書（及び工事費内訳書）在中

工事番号

工事件名

朱書すること

差出人

所在

商号

代表者

※水道課発注案件の場合は、封筒の宛先を

〒300-0083

土浦市大町11番38号

土浦市建設部水道課

に変更すること。